

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電動ファン付き呼吸用保護具の規格の適用等について

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「法」という。）により、電動ファン付き呼吸用保護具が譲渡等制限及び型式検定の対象とされたことを受け、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号。以下「規格」という。）が平成26年11月28日に公布されたところであり、平成26年12月1日より施行される予定である。ついては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 全般的事項

この規格は、日本工業規格 T8157（電動ファン付き呼吸用保護具）や独立行政法人労働安全衛生総合研究所の「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」に定める標準形の電動ファン付き呼吸用保護具を対象とするものであること。

2 細部事項

(1) 第1条関係

第1項の表中の「しめひも」とは、形状及び材質にかかわらず、面体を装着するためのしめ具の総称であること。

(2) 第3条関係

ア 表中「しめひも取付部分及びしめひも」の項の「試験方法」欄の「しめひも取付部分及びしめひもごとに……引張荷重をかけ」とは、しめひも取付部分ごとに、しめひもを取り付けた状態で引張荷重をかけることをいうものであること。

イ 表中「連結管取付部分及び連結管」の項の「試験方法」欄の「連結管取付部分及び連結管に……引張荷重をかけ」とは、面体、フード又はフェイスシールド並びに連結管及びろ過材ケースを連結した状態で引張荷重をかけることをいうものであること。

(3) 第5条関係

表中「電動ファン」の項の「条件」欄の「水、粉じん等の侵入によりその機能に障害を生ずるおそれがないこと」とは、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が想定され得る環境において、電動ファンの作動に支障が生じない程度の防水・防じん構造を有していることをいうものであること。

(4) 第6条関係

ア 表中の「漏れ率試験」の項、「内圧試験」の項、「最低必要風量試験」の項及び「騒音試験」の項の「試験方法」の欄の「手動により流量を調節する機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」は、自動による流量調節機能と手動による流量調節機能の両方が備わっているものを含むものであること。この場合、自動による流量調節機能と手動による流量調節機能の両方が備わった電動ファン付き呼吸用保護具については、手動によりそれぞれの項に定める流量に調節した上でそれぞれの項に定める試験を行う必要があること。

イ 表中「内圧試験」の項の「試験方法」欄の「気密性を確保」に当たっては、ジグ等を用いても差し支えないこと。

(5) 第7条関係

ア 第1項の「表示」の方法としては、以下の方法等があること。

① 刻印

② 印刷

③ 通常の手配において変色しないよう印刷した紙を、剥離しないように貼付すること。

イ 第1項の「見やすい箇所」とは、一見して表示を確認できる箇所をいうものであること。

ウ 第1項第1号の「製造者名」は、製造者が誰であることを明確に識別できるものであれば、略称であっても差し支えないこと。

エ 第1項第2号の「製造年月」は、例えば2014年4月については、14.4又は平26.4のごとく西暦年の下2桁の数字又は元号年の数字を用いた略号であっても差し支えないこと。

オ 第2項第1号の「使用の範囲」には、使用可能な作業環境、粒子捕集効率及び漏れ率の性能に係る区分に応じた使用用途等があること。

また、電動ファン付き呼吸用保護具はその部品（面体、ろ過材、電動ファン）に互換性があり、例えば、ある型式の電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材が別の型式の電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材として型式検定に合格していることがあり得る。このため、「使用の範囲」には、その時点で型式検定に合格している部品の種類、組合せ等を、一覧表等の形で記載することが望ましいこと。

なお、ある型式の電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材を別の型式の電動ファン付き呼吸用保護具に装着する場合など、電動ファン付き呼吸用保護具の部品を交換するときは、それらの部品の組み合わせについて、新たな型式として検定に合格したものであることが必要であること。

カ 第2項第2号の「使用上の注意事項」には、電動ファン付き呼吸用保護具の点検方法、着脱の方法、密着性の良否を検査する方法、使用後の手入れの方法、

保管方法、ろ過材等の部品の交換方法等があること。

なお、粒子捕集効率、漏れ率、吸気抵抗（面体形に限る。）、排気抵抗（面体形に限る。）、最小・最大風量、充電電池の取扱方法、電動ファン付き呼吸用保護具の重量等を併せて記載することが望ましいこと。

キ 第2項第4号の「着用者自身がその顔面と面体との密着性の良否を容易に検査する方法」には、フィットチェッカーを用いる方法等があること。

3 関係通達の改廃

法により電動ファン付き呼吸用保護具が譲渡等制限及び型式検定の対象とされたこと並びに規格が制定されたことに伴い、(1)に掲げる通達について別紙のとおり改正するとともに、(2)に掲げる通達については廃止することとする。

(1) 改正する通達

ア 昭和42年3月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」

イ 昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」

ウ 昭和54年7月26日付け基発第382号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び粉じん障害防止規則の施行について」

エ 平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」

オ 平成20年2月26日付け基発第0226006号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」

カ 平成21年2月18日付け基発第0218001号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」

キ 平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」

ク 平成24年12月3日付け基発1203第1号「「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」の適用について」

ケ 平成26年1月10日付け基発0110第1号「「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」

(2) 廃止する通達

昭和57年12月14日付け基発第767号「電動ファン付粉じん用呼吸保護具に係る粉じん障害防止規則等の適用について」

ア 昭和42年3月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」新旧対照表

新記	旧記
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 第五章保護具等関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第45条関係 (現行第58条関係)</p> <p>(1) 第1項の「有効な呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。)、防じんマスク並びに<u>面体形及びルーズフィット形の電動ファン付き呼吸用保護具</u>をいい、これらは、鉛装置内における業務の態様及び発散する蒸気の種類に応じて、それぞれ使用者が選択するものであり、そのうち、<u>防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具</u>については、国家検定に合格したものであること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 第五章保護具等関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第45条関係</p> <p>(1) 第1項の「有効な呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。)、防じんマスク並びに<u>JIS T8157に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん用呼吸保護具</u>をいい、これらは、鉛装置内における業務の態様及び発散する蒸気の種類に応じて、それぞれ使用者が選択するものであり、そのうち、<u>防じんマスク</u>については、国家検定に合格したものであること。</p> <p>(以下 略)</p>

イ 昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」
新旧対照表

新 記	旧 記
<p>I～VI (略)</p> <p>VII 第6章関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第32条関係(現行第43条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本条の「呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。)、防毒マスク、防じんマスク並びに<u>面体形及びルーズフィット形の電動ファン付き呼吸用保護具</u>をいい、これらのうち、防じんマスク及び防毒マスクであって、ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用、亜硫酸ガス用及び<u>亜硫酸・いおう用のもの並びに電動ファン付き呼吸用保護具</u>については、国家検定に合格したものであること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>I～VI (略)</p> <p>VII 第6章関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第32条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本条の「呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。)、防毒マスク、防じんマスク並びに<u>JIS T8157に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん用呼吸保護具</u>をいい、これらのうち、防じんマスク及び防毒マスクであって、ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用、亜硫酸ガス用及び<u>亜硫酸・いおう用のもの</u>については、国家検定に合格したものであること。</p> <p>(以下 略)</p>

ウ 昭和54年7月26日付け基発第382号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び粉じん障害防止規則の施行について」新旧対照表

新 記	旧 記
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 規則の細部関係</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 第7条関係</p> <p>(1) 本条第1項各号のいずれかに該当する場合又は本条第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては粉じん作業が常態として行われないことから、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を着用させた場合には第4条、第5条及び第6条の規定は適用されないこととされたこと。</p> <p>(2) <u>第1項及び第2項の「有効な呼吸用保護具」とは、送気マスク（JIST8153規格を具備するものに限る。以下同じ。別添1参照）、空気呼吸器（JIST8155規格を具備するものに限る。以下同じ。別添2参照）又は国家検定に合格した防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具（別表第2第6号に係る特定粉じん作業にあっては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。）をいうこと。</u></p> <p><u>また、第1項において、別表第3第1号の2又は第2号の2に掲げる作業に係る有効な呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限るものとし、第2項において、別表第3第3号の2に掲げる作業に係る有効な呼吸用保護具についても同様としたこと。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 規則の細部関係</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 第7条関係</p> <p>(1) 本条第1項各号のいずれかに該当する場合又は本条第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては粉じん作業が常態として行われないことから、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を着用させた場合には第4条、第5条及び第6条の規定は適用されないこととされたこと。</p> <p>(2) <u>第1項の「有効な呼吸用保護具」とは、送気マスク（JIST8153規格を具備するものに限る。以下同じ。別添1参照）、空気呼吸器（JIST8155規格を具備するものに限る。以下同じ。別添2参照）又は国家検定に合格した防じんマスク（別表第2第6号に係る特定粉じん作業にあっては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。）をいうこと。</u></p> <p>(以下 略)</p>

エ 平成17年 3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」新旧
 対照表

新 記	旧 記
<p>第1・第2 (略) 第3 細部事項 1～6 (略) 7 第7章 保護具 (1) 第44条関係 本条の「呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。)、防じんマスク並びに<u>面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具</u>をいい、これらのうち、<u>防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具</u>については、国家検定に合格したものであること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第1・第2 (略) 第3 細部事項 1～6 (略) 7 第7章 保護具 (1) 第44条関係 本条の「呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。)、防じんマスク並びに「<u>IS T8157に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具</u>」をいい、これらのうち、<u>防じんマスク</u>については、国家検定に合格したものであること。</p> <p>(以下 略)</p>

オ 平成20年2月26日付け基発第0226006号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」新旧対照表

新 記	旧 記
<p>I 粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令関係</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 細部事項</p> <p>1 粉じん障害防止器則等の一部改正関係</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 第27条関係</p> <p>ア 電動ファン付き呼吸用保護具については、<u>型式検定に合格したものであって、「電動ファン付き呼吸用保護具の規格」(平成26年厚生労働省告示第455号)で定める電動ファンの性能区分が大風量形のものを使用すること。</u></p> <p>イ 本条第2項に定める作業以外の作業においても、電動ファン付き呼吸用保護具を着用させる場合も想定されるところであるが、Ⅲに示すとおり、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が適当でない場合もあること。</p> <p>(6) ~ II (略)</p> <p>Ⅲ その他</p> <p>電気雷管の運搬、電気雷管を取り付けた薬包(火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第55条の「薬包」をいう。)の装填及び電気雷管の結線の作業(以下「雷管取扱作業」という。)は、粉じん作業に該当せず、呼吸用保護具の使用は義務付けられていないものの、ガイドラインに基づき坑内において有効な呼吸用保護具を使用させる場合は、漏電等による爆発を防止するために、電動ファン付き呼吸用保護具以外の労働安全衛生法第44条の2の型式検定に合格した防じんマスクを使用させること。</p> <p>ただし、<u>型式検定に合格した面体形の電動ファン付き呼吸用保護具は、電動</u></p>	<p>I 粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令関係</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 細部事項</p> <p>1 粉じん障害防止器則等の一部改正関係</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 第27条関係</p> <p>ア 電動ファン付き呼吸用保護具については、<u>日本工業規格 T8157(電動ファン付き呼吸用保護具)に適合したものを使用すること。</u></p> <p>イ 本条第2項に定める作業以外の作業においても、電動ファン付き呼吸用保護具を着用させる場合も想定されるところであるが、Ⅲに示すとおり、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が適当でない場合もあること。</p> <p>(6) ~ II (略)</p> <p>Ⅲ その他</p> <p>電気雷管の運搬、電気雷管を取り付けた薬包(火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第55条の「薬包」をいう。)の装填及び電気雷管の結線の作業(以下「雷管取扱作業」という。)は、粉じん作業に該当せず、呼吸用保護具の使用は義務付けられていないものの、ガイドラインに基づき坑内において有効な呼吸用保護具を使用させる場合は、漏電等による爆発を防止するために、電動ファン付き呼吸用保護具以外の労働安全衛生法第44条の2の型式検定に合格した防じんマスクを使用させること。</p> <p>ただし、<u>電動ファンを停止しても型式検定に合格した防じんマスクと同等以</u></p>

ファンを停止しても型式検定に合格した防じんマスクと同等以上の防じん機能を有することから、雷管取扱作業を開始する前に、漏電等による爆発のおそれのない安全な場所で、当該電動ファン付き呼吸用保護具の電池を取り外し保管したうえで、当該雷管取扱作業を行う場合は、この限りでないこと。

上の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する場合で、雷管取扱作業を開始する前に、漏電等による爆発のおそれのない安全な場所で、当該電動ファン付き呼吸用保護具の電池を取り外し保管したうえで、当該雷管取扱作業を行うときは、この限りでないこと。

カ 平成21年2月18日付け基発第0218001号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」新旧対照表

新	旧
記	記
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 細部事項</p> <p>1 石綿則関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第14条関係</p> <p>ア 「電動ファン付き呼吸用保護具」とは、「<u>電動ファン付き呼吸用保護具の規格</u>」(平成26年厚生労働省告示第455号。以下「規格」という。)に適合するもののうち、<u>規格で定める電動ファンの性能区分が大風量形であり、漏れ率が0.1%以下(規格で定める漏れ率に係る性能区分がS級)であり、かつ、ろ過材の粒子捕集効率が99.97%以上(規格で定めるろ過材の性能区分がPS3又はPL3)であるものをいうこと。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 細部事項</p> <p>1 石綿則関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第14条関係</p> <p>ア 「電動ファン付き呼吸用保護具」とは、<u>日本工業規格T8157に定める規格に適合するものうち、防護率が99.9%以上のもの(日本工業規格T8157の4.1においてS級のもの)であって、フィルタの捕集効率が99.9%以上のもの(日本工業規格T8157の4.2においてA級のものを)をいうこと。</u></p> <p>(以下 略)</p>

キ 平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>ナノマテリアルの労働現場におけるばく露防止等の対策について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ばく露防止等の対策について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 作業管理</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 保護具の使用</p> <p>(ア) 呼吸用保護具</p> <p>① 密閉化等が困難な場合又は局所排気装置等の設置が困難な場合には、ナノマテリアル関連作業に従事させる労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。ただし、密閉化等、局所排気装置等の設置等のばく露防止の対策を講じた場合であっても、労働者のナノマテリアル等へのばく露のおそれがないことが確認できないときには、ナノマテリアル関連作業に従事させる労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>有効な呼吸用保護具とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具、粒子捕集効率が99.9%以上の防じんマスク又は粒子捕集効率が99.97%以上の面体形又はルーズフィット形の電動ファン付き呼吸用保護具であって、電動ファンの性能区分が大風量形のものであること。</p> <p>なお、防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具については国家検定に合格したものをを使用すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下 略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>ナノマテリアルの労働現場におけるばく露防止等の対策について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ばく露防止等の対策について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 作業管理</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 保護具の使用</p> <p>(ア) 呼吸用保護具</p> <p>① 密閉化等が困難な場合又は局所排気装置等の設置が困難な場合には、ナノマテリアル関連作業に従事させる労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。ただし、密閉化等、局所排気装置等の設置等のばく露防止の対策を講じた場合であっても、労働者のナノマテリアル等へのばく露のおそれがないことが確認できないときには、ナノマテリアル関連作業に従事させる労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>有効な呼吸用保護具とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具、粒子捕集効率が99.9%以上の防じんマスク又はJIST8157に適合した面体形、フェイスシールド形又はフード形の粒子捕集効率が99.9%以上の電動ファン付き呼吸用保護具であること。</p> <p>なお、防じんマスクについては国家検定に合格したものをを使用すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下 略)</p>

ク 平成24年12月3日付け基発1203第1号「「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」の適用について」新旧対照表

新 記	旧 記
<p>1 (略)</p> <p>2 制定の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本告示第1号の表の下欄に掲げる呼吸用保護具について、それらの呼吸用保護具と同等以上の性能を有するものを含めて示すと、次のものがあること。</p> <p>ア 「$0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$以上$3\mu\text{g}/\text{m}^3$未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、10以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、<u>①粒子捕集効率が99.9%以上の取替え式防じんマスク</u>、<u>②粒子捕集効率が99.97%以上の電動ファン付き呼吸用保護具</u>であって、「<u>電動ファン付き呼吸用保護具の規格</u>」(平成26年厚生労働省告示第455号。以下「規格」という。)で定める電動ファンの性能区分が大風量形のもの及び<u>③給気式呼吸用保護具</u>、が該当すること。</p> <p>イ 「$3\mu\text{g}/\text{m}^3$以上$7.5\mu\text{g}/\text{m}^3$未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、25以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、<u>①粒子捕集効率が99.9%以上の全面形の面体を有する取替え式防じんマスク</u>、<u>②粒子捕集効率が99.97%以上の電動ファン付き呼吸用保護具</u>であって、規格で定める電動ファンの性能区分が大風量形のもの及び<u>③JIST8150で定める指定防護係数が25以上の給気式呼吸用保護具</u>、が該当すること。</p> <p>ウ 「$7.5\mu\text{g}/\text{m}^3$以上$15\mu\text{g}/\text{m}^3$未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、50以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、<u>①粒子捕集効率が99.9%以上の全面形</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 制定の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本告示第1号の表の下欄に掲げる呼吸用保護具について、それらの呼吸用保護具と同等以上の性能を有するものを含めて示すと、次のものがあること。</p> <p>ア 「$0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$以上$3\mu\text{g}/\text{m}^3$未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、10以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、<u>粒子捕集効率が99.9%以上の取替え式防じんマスク</u>、<u>粒子捕集効率が99.97%以上の電動ファン付き呼吸用保護具及び給気式呼吸用保護具</u>が該当すること。</p> <p>イ 「$3\mu\text{g}/\text{m}^3$以上$7.5\mu\text{g}/\text{m}^3$未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、25以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、<u>粒子捕集効率が99.9%以上の全面形の面体を有する取替え式防じんマスク</u>、<u>粒子捕集効率が99.97%以上の電動ファン付き呼吸用保護具及びJIST8150で定める指定防護係数が25以上の給気式呼吸用保護具</u>が該当すること。</p> <p>ウ 「$7.5\mu\text{g}/\text{m}^3$以上$15\mu\text{g}/\text{m}^3$未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、50以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、<u>粒子捕集効率が99.9%以上の全面形</u></p>

の面体を有する取替え式防じんマスク、②粒子捕集効率が99.97%以上の電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形のものを除く。）であって、規格で定める電動ファンの性能区分が大風量形のもの及び③JIST8150で定める指定防護係数が50以上の給気式呼吸用保護具、が該当すること。

エ 「 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、100以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、①粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、規格で定める電動ファンの性能区分が大風量形、かつ、漏れ率が1%以下（規格で定める漏れ率に係る性能区分がS級又はA級）であって、（4）の方法により、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたもの及び②JIST8150で定める指定防護係数が100以上の給気式呼吸用保護具、が該当すること。

オ 「 $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 $300\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、1,000以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、①粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、規格で定める電動ファンの性能区分が大風量形、かつ、漏れ率が0.1%以下（規格で定める漏れ率に係る性能区分がS級）であって、（4）の方法により、労働者ごとに防護係数が1,000以上であることが確認されたもの及び②JIST8150で定める指定防護係数が1,000以上の給気式呼吸用保護具、が該当すること。

カ （略）

（3）、（4）（略）

3 その他の留意事項

面体を有する取替え式防じんマスク、粒子捕集効率が99.97%以上の電動ファン付き呼吸用保護具（フード形及びフェイスシールド形のものを除く。）及びJIST8150で定める指定防護係数が50以上の給気式呼吸用保護具が該当すること。

エ 「 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、100以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が1%以下（JIST8157で定める漏れ率による等級がS級又はA級）であって、（4）の方法により、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたもの及びJIST8150で定める指定防護係数が100以上の給気式呼吸用保護具が該当すること。

オ 「 $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 $300\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満」の区分に対応する呼吸用保護具は、1,000以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が0.1%以下（JIST8157で定める漏れ率による等級がS級）であって、（4）の方法により、労働者ごとに防護係数が1,000以上であることが確認されたもの及びJIST8150で定める指定防護係数が1,000以上の給気式呼吸用保護具が該当すること。

カ （略）

（3）、（4）（略）

3 その他の留意事項

(1) 防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具については、労働安全衛生法第44条の2の型式検定に合格したものを使用する必要があること。

(以下 略)

(1) 防じんマスクについては、労働安全衛生法第44条の2の型式検定に合格したものを使用する必要があること。

(以下 略)

ケ 平成26年1月10日付け基発0110第1号「「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">保護具の区分</p> <p>1 レベル1</p> <p>呼吸用保護具 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具 作業着等 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 安全靴 保護帽（ヘルメット） 保護衣、保護靴、安全带、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。 呼吸用保護具は、解体作業及び残留灰を除去する作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましいこと。 なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、かつ③粒子捕集効率が99.9%以上（区分RL3又はRS3）のものを使用すること。また、電動ファン付き呼吸用保護具は、①型式検定合格品であり、②大風量形であり、かつ③粒子捕集効率が99.97%以上（区分PS3又はPL3）のものを使用すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下 略）</p>	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">保護具の区分</p> <p>1 レベル1</p> <p>呼吸用保護具 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具 作業着等 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 安全靴 保護帽（ヘルメット） 保護衣、保護靴、安全带、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。 呼吸用保護具は、解体作業及び残留灰を除去する作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましいこと。 なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、かつ③粒子捕集効率が99.9%以上（区分RL3又はRS3）のものを使用すること。また、電動ファン付き呼吸用保護具は、①JIS T 8157に適合するものであり、②標準型であり、かつ③粒子捕集効率が99.97%以上のものを使用すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下 略）</p>